

京都市職員定数条例の一部を改正する条例（平成21年3月30日京都市条例第 7

7号）（総務局人事部人事課）

事業内容及び業務執行体制の見直し、交通事業に係る職員数の減員等に伴い、次のとおり職員の定数を改定することとしました。

種 別	現行の定数	改正後の定数	差引増△減
市長の事務部局及び市長の所管に属する教育機関の職員	人 9, 1 4 6	人 8, 9 6 2	人 △ 1 8 4
議会の事務部局の職員	3 6	3 5	△ 1
選挙管理委員会の事務部局の職員	3 5	3 4	△ 1
教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員	2, 5 0 1 〔うち校長及び 教員952人〕	2, 4 6 1 〔うち校長及び 教員950人〕	△ 4 0 〔うち校長及び 教員△2人〕
人事委員会の事務部局の職員	1 8	1 7	△ 1
消 防 職 員	1, 9 4 3	1, 9 4 0	△ 3
公 営 企 業 の 職 員			
交 通 事 業	1, 5 4 8	1, 4 9 7	△ 5 1
水道事業（公共下水道事業を含む。）	1, 5 8 1	1, 5 5 1	△ 3 0
職 員 の 定 数	1 6, 8 4 6	1 6, 5 3 5	△ 3 1 1

この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。

京都市職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年 3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第77号

京都市職員定数条例の一部を改正する条例

京都市職員定数条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「9,146人」を「8,962人」に改め、同項第2号中「36人」を「35人」に改め、同項第3号中「35人」を「34人」に改め、同項第5号中「2,501人」を「2,461人」に、「952人」を「950人」に改め、同項第6号中「18人」を「17人」に改め、同項第8号中「1,943人」を「1,940人」に改め、同項第9号ア中「1,548人」を「1,497人」に改め、同号イ中「1,581人」を「1,551人」に改め、同項中「16,846人」を「16,535人」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(総務局人事部人事課)